

議案第 67 号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 41 年桐生市条例第 55 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「別に条例で定めるものを除き」を削り、「及び勤勉手当」を「、勤勉手当及び退職手当」に改める。

第 6 条の 2 第 2 号中「第 15 条第 2 項」を「第 16 条第 2 項」に改める。

第 18 条を第 21 条とし、第 17 条を第 20 条とし、第 16 条の 3 を第 19 条とし、第 16 条の 2 を第 18 条とし、第 16 条を第 17 条とする。

第 15 条第 2 項中「一部(2 時間を超えない範囲内の時間に限る。)を」を「全部又は一部(2 時間を超えない範囲内又は 1 年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。)を」に改め、同条を第 16 条とし、第 14 条の次に次の 1 条を加える。

(退職手当)

第 15 条 退職手当については、桐生市職員退職手当支給条例(昭和 32 年桐生市条例第 22 号)の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(桐生市職員退職手当支給条例の一部改正)

2 桐生市職員退職手当支給条例(昭和 32 年桐生市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「された者」の次に「及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 41 年桐生市条例第 55 号)に規定する職員」を加える。

議 案 説 明

議案第 67 号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する 条例案

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を踏まえ、企業職員についても、育児を行う職員の仕事と家庭生活を両立できる職場環境を整備するため、所要の改正を行うものです。

また、退職手当について、手当の種類に追加する等、規定の整理を行うものです。